

「名古屋城天守閣整備事業史跡内仮設工事」及び
「名古屋城天守閣整備事業先行工事（木材の製材）」
に係る価格等の交渉結果について

平成30年12月21日

名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所

1. 工事概要

(1) 発注者

名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所

(2) 工事名

【A】名古屋城天守閣整備事業史跡内仮設工事

【B】名古屋城天守閣整備事業先行工事（木材の製材）

(3) 工事場所

名古屋市中区本丸1番1号

(4) 工事内容

【A】天守台及び天守台周囲の石垣の詳細な調査を行なうために必要な仮設事務所を設置するものである。

【B】名古屋城天守閣木造復元に先行して、柱や梁等の主架構木材の手配及び製材を行うものである。

(5) 工事期間

【A】平成30年5月8日から平成30年8月31日まで

【B】平成30年7月4日から平成34年12月16日まで

2. 価格等の交渉

(1) 実施方法

価格等の交渉とは、優先交渉権者から提出された見積書及び見積条件書に関して内容確認を行ない、必要な見積条件の見直しや見積額の変更等の交渉を行なうことである。以下に価格交渉等の実施方法について示す。

- ① 優先交渉権者は、設計業務等契約において発注者に部分引渡しした設計成果物に対して、工事施工業務の事業費の内訳が確認できる事業費内訳書を付した見積書、数量調書及び見積条件書（以下「当初見積書等」という。）を発注者に提出する。
- ② 発注者及び優先交渉権者は、①の規定により提出された当初見積書等の内容について価格等の交渉を行い、見積条件等を見直す必要がある場合には、見直しを行う。
- ③ ②の規定により見直しを行った場合、優先交渉権者はその内容を踏まえ修正した当初見積書等を提出し、改めて②に基づく交渉を行う。
- ④ ②、③に基づく交渉の結果、発注者が作成した参考見積額と当初見積書の見積額が著しく乖離していない場合又は乖離しているがその内容の妥当性や必要性が認めら

れる場合、かつ、各工種の直接工事費が積算基準や特別調査結果等と著しく乖離していない場合又は乖離しているがその根拠として信頼性のある資料の掲示がある場合であって、その他本工事請負契約の締結に必要な条件等に照らして問題がない場合には、価格等の交渉が成立するものとする。

- ⑤ ②、③に基づく交渉の結果、④の成立に至らなかった場合は、価格等の交渉を不成立とする

(2) 経過

1) 【A】名古屋城天守閣整備事業史跡内仮設工事

① 施工方法等の確認及び価格交渉の内容

平成29年11月20日

- ・見積書の受領

平成29年11月21日

- ・価格交渉の進め方を、発注者側で確認
名古屋市と発注者支援業務受注者（安井建築設計事務所）の間で協議調整。

平成29年12月7日

- ・留意点の確認

平成29年12月14日 第1回 価格交渉

- ・設定工期の確認。
- ・地代家賃が不要である確認を行った。

平成29年12月18日 第2回 価格交渉

- ・地代家賃及び敷地整備費の減額を修正。
- ・刊行本単価、市で徴取した見積による直接工事費と経費率の考え方を確認した。
- ・市で作成した参考見積額が、優先交渉権者の見積額より安価であった。市が作成した参考見積書等で設定した価格を遵守できる点について最終確認し、価格等の交渉について双方合意に至った。

② 学識経験者からの意見聴取状況

上記の価格等交渉を踏まえ、平成29年12月20日、名古屋城天守閣整備事業に係る技術提案・交渉方式の実施に伴う意見聴取会に価格等交渉結果について報告し、意見を聴取した。主な意見は以下の通り。

- ・技術経費の算定、仮設受電設備についての内容及び金額について妥当であるこ

とを確認

- ・ 価格交渉の内容、見積条件及び見積額は妥当であると判断できる

平成30年4月13日、発注者は市で作成した参考見積書等より予定価格を定めた。平成30年4月27日、発注者と優先交渉権者の見積合せの結果、最終見積書等における工事請負の事業費が予定価格以下であったため、平成30年5月8日、優先交渉権者と工事請負契約を締結した。

契約者 竹中工務店名古屋支店
契約金額 86,951,880円

2) 【B】名古屋城天守閣整備事業先行工事（木材の製材）

① 施工方法等の確認及び価格交渉の内容

平成29年11月21日

- ・ 価格交渉の進め方を、発注者側で確認
名古屋市と発注者支援業務受注者（安井建築設計事務所）の間で協議調整。

平成29年12月1日

- ・ 見積書及び木材数量集計表の受領

平成29年12月6日

- ・ 以下の見積り根拠資料提出指示を行う。
 1. 補足材の意味と5%の根拠
 2. 材料運搬費及び乾燥運搬費の数量と単価
 3. 人工乾燥費の数量と単価の根拠
 4. 木材保管庫の数量と単価の根拠
 5. 共通仮設費・諸経費の根拠

平成29年12月7日

- ・ 留意点の確認

平成29年12月11日

- ・ 質疑の確認
木材寸法の表現について確認した。

平成29年12月12日 第1回 価格交渉

- ・木材の数量と図面の整合の確認。修正指示を行う。

平成29年12月14日 第2回 価格交渉

- ・見積り根拠資料を受領した。
- ・木材の数量と図面の整合の修正を確認。

平成29年12月18日 第3回 価格交渉

- ・見積り根拠資料の最終版を受領した。
- ・優先交渉権者で作成した参考見積額が、市の参考見積額より安価であった。優先交渉権者の見積条件及び見積額について最終確認し、その内容が妥当であると判断でき、価格等の交渉について双方合意に至った。

② 学識経験者からの意見聴取状況

上記の価格等交渉を踏まえ、発注者において優先交渉権者の価格の妥当性を確認したことから、平成29年12月20日、名古屋城天守閣整備事業に係る技術提案・交渉方式の実施に伴う意見聴取会に価格等交渉結果について報告し、意見を聴取した。主な意見は以下の通り。

- ・国産材の割合、総事業費、通し柱の採用等についての質問と確認
- ・市で作成した参考見積書の根拠の確認
- ・入手困難な木材であることから、手に入るか、入らないかの問題となる。できるだけ早く契約できるとよい。
- ・発注者側として泳ぎしろをもち、発注する考えを持つ必要がある。
- ・価格交渉の内容、見積条件及び見積額は妥当であると判断できる。

平成30年4月18日、優先交渉権者から価格等の交渉結果を踏まえた見積書等（以下「改定見積書等」という。）の提出を受け、発注者は改定見積書等に基づき予定価格を定めた。平成30年5月25日、優先交渉権者から最終見積書等の提出を受け、発注者と優先交渉権者の見積合せの結果、最終見積書等における工事請負の事業費が予定価格以下であったため、平成30年5月28日、優先交渉権者と工事請負の仮契約を締結し、平成30年7月4日に本契約を締結した。

契約者 竹中工務店名古屋支店
契約金額 9,455,400,000円